

「生徒指導提要」の2022年改訂版と2010年版の章・節変更と  
「生徒指導」に関係のある統計的データの検証

2022 Revised Edition and 2010 Edition of "Seito Shido Teiyo" Chapter/Section  
Changes and Verification of Statistical Data Related to "Student Guidance"

新井英志<sup>1)</sup>

唐川智幸<sup>2)</sup>

Hideshi ARAI

Noriyuki KARAKAWA

本稿においては、「生徒指導提要」と「生徒指導」に関係のある統計的データについて、4つの仮説を設定して統計的な検討を行った結果を報告する。研究対象は、「生徒指導提要」の2022年改訂版と2010年版、及び「生徒指導」に関係のある官公庁が発表した2010～2019年度の統計的データである。研究方法は、これらのデータについて統計解析を行った。1つ目の研究課題である「「生徒指導提要」の2022年改訂版と2010年版における章・節の変更は、統計的に説明できるか」であるが、多重比較検定 (Tukey-Kramer法) を行い、説明は可能であった。2つ目の研究課題である「「生徒指導提要」に関係のある2010～2019年度間の統計的データの違いは、どの程度あるか」であるが、8種類のデータで多重比較検定 (Tukey-Kramer法) を行い、13項目のデータ間で有意差があった。3つ目の研究課題である「「生徒指導提要」に関係のある2010～2019年度の統計的データにおける北海道と全国の違いは、どの程度あるか」であるが、多重比較検定 (Tukey-Kramer法) では、14項目のデータ間で有意差があった。母平均の差の検定では、「いじめ」と、「不登校 (小中学校)」の2項目で「有意差なし」となり、北海道と全国の違いがないことが分かった。4つ目の研究課題である「「生徒指導提要」に関係のある2010年度と2019年度の「教員一人当たりの児童生徒数」と「いじめ認知件数」の関係性は、どの程度あるか」であるが、相関係数の大きさは、2019年度の小・中学校と2010年度の中学校では、「全国」 > 「上位10県」 > 「下位10県」の順になった。

キーワード

生徒指導提要 : "Seito Shido Teiyo"

生徒指導関連データ : Student Guidance Related Data

北海道と全国の比較 : Comparison of Hokkaido and Japan

教員一人当たりの児童生徒数 : Number of Students per Teacher

生徒指導論 : Student Guidance Theory

1) 天使大学 看護栄養学部 教養教育科

(2023年3月20日受稿、2023年5月18日審査終了受理)

2) 北海道教育大学旭川校

This research reports the results of a statistical examination by setting four hypotheses about statistical data related to "Seito Shido Teiyo" and Student Guidance. The subjects of the research are the 2022 revision and 2010 editions of "Seito Shido Teiyo" and the statistical data from 2010 to 2019 published by government offices related to Student Guidance. These data were used to perform statistical analysis. The first research question was: Can the changes in chapters and verses between the 2022 revised edition and the 2010 edition of "Seito Shido Teiyo" be statistically explained, and what are the possible explanations contributing to the changes? A multiple comparison test (Tukey-Kramer method) was performed. It was possible to explain. The second research question was: How much is the difference in the statistical data between the 2010 and 2019 academic years related to "Seito Shido Teiyo"? Again, a multiple comparison test (Tukey-Kramer method) was performed. As a result, the P value between the data of 13 items was a significant difference. The third research question was: How much is the difference between Hokkaido and the entire country in the statistical data from 2010 to 2019 related to "Seito Shido Teiyo"? In the multiple comparison test (Tukey-Kramer method), between the 14 items of data, showing a significant difference. In the test of the difference in population averages, no significant difference was obtained for the two items of "bullying" and "refusal to attend school (primary and junior high school)". The fourth research question was: To what extent is the relationship between the number of students per teacher, and the number of cases of bullying recognized in 2010 and 2019 related to "Seito Shido Teiyo"? The magnitude of the correlation coefficient was in the order of nationwide > top 10 prefectures > bottom 10 prefectures for elementary and junior high schools in 2019 and junior high schools in 2010.

## I. はじめに

2022年度は、2019年4月から大学の教職課程における新教育課程が開始されて4年目となっているが、必修科目である「生徒指導の理論及び方法」に関して、新しい動きがあった。その内容とは、この授業のシラバスにおいて「テキスト」又は「参考書・参考資料等」欄に記載が必要<sup>1)</sup>とされている、「生徒指導提要 2010年(平成22年)版」<sup>2)</sup>の改訂が2021年7月より検討され、2022年12月に「生徒指導提要 2022年(令和4年12月)改訂版」<sup>3)</sup>がインターネットで公開されたことである(以下、生徒指導提要は発行年より、「2010年版」、「2022年改訂版」と表記する。)。2017年度に告示された学習指導要領は、2020年度の4月から小学校で、2021年度からは中学校で全面実施され、高等学校では2022年度の入学生から年次進行で実施されている。教職課程の学生のみならず現場の教員にとっても、生徒指導のバイブル的存在である「生徒指導提要」の改訂は、時代の変化に合わせた内容改訂であることから、その必然性ととも、内容に対する期待は大変大きいと筆者は考えている。

さて、筆者はT大学で、前述の「生徒指導の理論及び方法」に相当する「生徒指導論」を担当しており、これまでに、この授業に係る報告<sup>4)~6)</sup>をしてきた。第1報(新井、2018)<sup>4)</sup>では、学生にとって生徒指導の実践的指導力の基盤となる「知識・技能」が十分達成でき、「行動意欲」も概ね達成したことを評価・報告した。また、「チーム学校」の意識の向上を目指した授業のねらいが概ね達成できたことを評価・報告した。第2報(新井、2018)<sup>5)</sup>では、資質・能力の向上を目指すアクティブ・ラーニング型授業の効果を検証し、その学習効果が十分あったと評価・報告した。さらに、第3報(2019、新井)<sup>6)</sup>では、教職課程コアカリキュラム対応型授業の試行的実践における効果の検証を行った。教職課程コアカリキュラムで規定されている「到達目標」などが概ね達成されていることや、教職

課程コアカリキュラム対応表と、「到達目標」の自己評価結果の関連性が授業評価に活用できることを明らかにした。これらは、いずれも統計的な手法により検証したものである。

当然のことながら、今回の「生徒指導提要」の改訂は、「生徒指導論」の授業を行う教員であるがゆえに、次の4つの疑問を新たに抱くことになった。1つ目の疑問は、「生徒指導提要 2022年改訂版」における章・節の記述順番の変更の数的な根拠である。2つ目の疑問は、「生徒指導提要」に関する統計的データにおける各データ間の違いである。そして、3つ目の疑問は、「生徒指導提要」に関する統計的データにおける北海道(T大学の所在地)と全国の違いである。さらに、4つ目の疑問は、「生徒指導提要」に関する統計的データと現場で指導している教員人数の関係である。これら4つの疑問について、早急に統計的な検討が必要であると考えた。

これらのことから、本研究においては、「生徒指導提要 2022年改訂版」に関する統計的データに着目して、4つの研究課題を設定して検証することを目的とした。

本稿は、Iと次を含め8つの部分からなる。II. 先行研究 III. 研究課題 IV. 研究方法 V. 結果 VI. 考察 VII. まとめ VIII. 今後の課題

## II. 先行研究

先行研究について、国立情報学研究所のCiNii Researchの検索で確認した(2023年2月27日現在)。「生徒指導提要」の単語を含む研究論文は154件あったが、「生徒指導提要」「生徒指導論」では3件、「生徒指導提要」「統計」では0件と激減した。また、「生徒指導」「統計」では22件となり、「生徒指導論」「統計」では3件であった。さらに、今回の調査データに関連した「児童生徒の問題行動」「調査」「統計」では5件、「生徒指導」「警察庁」「統計」と「非行」「警察庁」「統計」では0件であっ

た。加えて、「児童虐待」「児童相談所」「統計」では13件であったが、「児童虐待」「児童相談所」「統計」「生徒指導」では0件であり、「教員人数」「いじめ」や「教員一人当たりの児童生徒数」「いじめ」も0件であった。

以上のことから、「生徒指導提要」や「生徒指導」と「統計」を扱った論文や、「児童生徒の問題行動」及び「非行」・「いじめ」と「統計」の論文が少ないことが判明した。このような中、「生徒指導提要」と「生徒指導論」の論文のうち、谷口（2021）<sup>7)</sup>は、現職教員の語りが学生の生徒指導観の変容に寄与していることと、既習の教職科目「生徒指導論」等においては、履修する学生が多面的・多角的な生徒指導観を形成することができていなかったことを明らかにした。また、布村（2021）<sup>8)</sup>は、教員採用試験において、生徒指導に関する「生徒指導提要 2010年版」からの出題の形式が、ある特定の箇所を暗記を促すような設定になっていることや、出題する自治体は固定的であることを明らかにした。

「生徒指導」と「統計」の論文においては、中ら（2014）<sup>9)</sup>が、スクールソーシャルワーカーの支援効果について学校関係者を対象にアンケート調査を実施し、統計的手法で分析した。その結果、「スクールソーシャルワーカーが学校の思いや考えを児童生徒に伝えること」には肯定的でない、暴力行為の場合は「スクールソーシャルワーカーが保護者の思いや考えを学校に伝えること」に肯定的でない学校関係者が考えることを明らかにした。また、青木ら（2021）<sup>10)</sup>は、政府統計の二次分析を通して、学級規模と不登校との関連を明らかにした。具体的には、中2・中3では他学年よりも学級規模と不登校率にやや強い正の相関がみられたことと、中1から中2にかけての学年進行により学級規模が拡大した学校では、学級規模の変化のない学校よりも不登校率が高い傾向にあることを示した。

さらに、「児童生徒の問題行動」「調査」「統計」

の論文において、田中（2019）<sup>11)</sup>は、公共政策の有効性の定量的な検証例として、公立小中学校への教員加配と学力および問題行動との関係を統計的に分析した。その結果、問題行動のうち暴力行為の抑制に対して教員加配は負の統計的に有意な関係があること。また、児童生徒支援加配は、いじめの認知件数と正の統計的に有意な関係があることなどを明らかにした。

以上の現状を踏まえ、生徒指導に関係した統計的資料による検証の必要性が大いにあると考えた。

### Ⅲ. 研究課題

前述した状況を踏まえ、次の4点を研究課題として設定した。

1. 「生徒指導提要」の2022年改訂版と2010年版における章・節の変更は、統計的に説明できるか。
2. 「生徒指導提要」に関係のある2010～2019年度間の統計的データの違いは、どの程度あるか。
3. 「生徒指導提要」に関係のある2010～2019年度の統計的データにおける北海道と全国の違いは、どの程度あるか。
4. 「生徒指導提要」に関係のある2010年度と2019年度の「教員一人当たりの児童生徒数」と「いじめ認知件数」の関係性は、どの程度あるか。

### Ⅳ. 研究方法

#### 1. 調査対象

調査対象は、「生徒指導提要 2010年版」と「生徒指導提要 2022年改訂版」である。また、「生徒指導提要」の章・節に関係の深い生徒指導関係の2010～2019年度の10年間のデータも対象とした。これら10年間のデータは、「生徒指導提要 2022年改訂版」の議論が開始されたのが2021年7月であったことから、2020年度末までに入手したデータと推定した。そして、これらのデータは、一般的に公表年度の前年度の調査結果であることから、2010年度から2019年度までの10年間のデータを活用した。

## 2. 調査方法

調査方法は、官公庁が作成・公表したデータを統計解析した。文部科学省が調査・報告している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」<sup>12)~17)</sup>・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」<sup>18)~21)</sup>と、警察庁の「犯罪統計書」<sup>22)~31)</sup>、厚生労働省虐待防止対策推進室の「令和2年度児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」<sup>32)</sup>、北海道保健福祉部の「道の児童相談所における児童虐待相談対応状況」<sup>33)</sup>、<sup>34)</sup>、及び、総務省統計局の「小学校児童数（教員一人当たり）」「中学校生徒数（教員一人当たり）」「高校生徒数（教員一人当たり）」<sup>35)</sup>、<sup>36)</sup>のデータを活用した。なお、警察庁のデータだけが、年毎のデータであり、他

は年度毎のデータである。

また、統計解析には、Excel 2016 MSO(16.0.4 849.1000)と、エクセル統計(Ver.4.01)を使用した。なお、有意水準は5%とした。

## V. 結果

### 1. 「生徒指導提要」の2022年改訂版と2010年版における章・節の変化

表1に「生徒指導提要」の2022年改訂版と2010年版における章・節の変化をまとめた。また、表2に表1の基本統計量を示した。

「生徒指導提要」の2022年改訂版と2010年版における章・節の変化は、明確にあった。2010年版第6章 II 個別の課題を抱える児童生徒への指導」における節が、2022年改訂版では、「第II部

表1. 生徒指導提要の2022年改訂版と2010年版における章・節の変化の状況

章・節 ランク 番号	「生徒指導提要 2022年改訂版」 …2022年・12月文部科学省のHPで公開		2022年改訂版における 2010年版との 章・節のランク変化	「生徒指導提要 2010年版」 …2010年・11月発刊	
	章番号	区分名(章)：(「第II部 個別の課題に対する 生徒指導」の章)	章・節のランク変化の 上昇・下降度	区分名(節)：(「第6章 II 個別の課題を 抱える児童生徒への指導」の節)	
1	4	第4章 いじめ	↘	+3	第3節 喫煙、飲酒、薬物乱用
2	5	第5章 暴力行為	↘	+1	第4節 少年非行
3	6	第6章 少年非行(喫煙、飲酒、薬物乱用を含む)	↙	-1.5 (-1・-2)	第5節 暴力行為
4	7	第7章 児童虐待	↘	+4	第6節 いじめ
5	8	第8章 自殺	↘	+2	第7節 インターネット・携帯電話に関わる課題
6	9	第9章 中途退学	↘	+5	第8節 性に関する課題
7	10	第10章 不登校	↘	+3	第9節 命の教育と自殺の防止
8	11	第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題	↙	-3	第10節 児童虐待への対応
9	12	第12章 性に関する課題	↙	-3	第11節 家出：改訂版で廃止
10	13	第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導	—	(新設)	第12節 不登校
11					第13節 中途退学

※ 表1は、「生徒指導提要 2022年改訂版」(文献：3)と「生徒指導提要 2010年版」(文献：2)より筆者が作成した。

表2. 表1における章・節ランク番号等の基本統計量

	章・節ランク番号	章番号	章・節のランク変化 の上昇・下降度
平均	5.00	8.00	1.17
標準誤差	0.91	0.91	1.00
中央値(メジアン)	5.00	8.00	2.00
標準偏差	2.74	2.74	3.00
分散	7.50	7.50	9.00
尖度	-1.20	-1.20	-1.41
歪度	0.00	0.00	-0.43
範囲	8.00	8.00	8.00
最小	1.00	4.00	-3.00
最大	9.00	12.00	5.00
合計	45.00	72.00	10.50
データの個数	9	9	9

※ 表2は、表1のデータから筆者が作成した。

表3. 「生徒指導提要 2022年改訂版」の章に関係のある2010～2019年度の全国のデータ

	第4章 いじめ 小中高特の 1000人当たり 認知件数	第5章 暴力行為 小中高の 1000人当たり 発生件数	第6章 少年非行 警察庁の 刑法犯少年人数	第7章 児童虐待 児童相談所の 総相談件数	第8章 自殺 (小中学校・ 高校) 合計人数	第9章 中途退学 (高校) 退学率%	第10章 不登校 (小中学校) 1000人当たり 人数	第10章 不登校 (高校) 1000人当たり 人数
2010 (平成22)	5.5	4.3	85848	56384	158	1.8	11.3	16.6
2011 (平成23)	5.0	4.0	77696	59919	202	1.6	11.2	16.8
2012 (平成24)	14.3	4.1	85448	66701	195	1.5	10.9	17.2
2013 (平成25)	13.4	4.3	56469	73802	240	1.7	11.7	16.7
2014 (平成26)	13.7	4.0	48361	88931	232	1.5	12.1	15.9
2015 (平成27)	16.5	4.2	36921	103286	215	1.4	12.6	14.9
2016 (平成28)	23.8	4.4	31516	122575	245	1.4	13.5	14.6
2017 (平成29)	30.9	4.8	26797	133778	250	1.3	14.7	15.1
2018 (平成30)	40.9	5.5	23439	159838	332	1.4	16.9	16.3
2019 (令和元)	46.5	6.1	19914	193780	317	1.3	18.8	15.8
2019/2010 (%)	845.5%	141.9%	23.2%	343.7%	203.2%	81.3%	166.4%	95.2%

※ 第4章、第5章、第8章～第10章のデータは、文部科学省のデータ（文献：21）を引用して筆者が作成した。また、第6章は警察庁のデータ（文献：31）、第7章は厚生労働省のデータ（文献：32）を引用して筆者が作成した。

表4. 表3におけるデータの基本統計量

	第4章 いじめ 小中高特の 1000人当たり 認知件数	第5章 暴力行為 小中高の 1000人当たり 発生件数	第6章 少年非行 警察庁の 刑法犯少年人数	第7章 児童虐待 児童相談所の 総相談件数	第8章 自殺 (小中学校・ 高校) 合計人数	第9章 中途退学 (高校) 退学率%	第10章 不登校 (小中学校) 1000人当たり 人数	第10章 不登校 (高校) 1000人当たり 人数
平均	21.05	4.57	47445.70	105899.40	238.40	1.47	13.37	15.99
標準誤差	4.50	0.22	7364.11	14573.63	16.90	0.04	0.84	0.28
中央値 (メジアン)	15.40	4.30	43641.00	96108.50	236.00	1.45	12.35	16.10
標準偏差	14.24	0.70	23287.38	46085.85	53.44	0.13	2.66	0.88
分散	202.73	0.49	542301872.90	2123905614.27	2856.27	0.02	7.09	0.78
尖度	-0.53	1.51	-1.16	-0.33	0.12	-0.85	0.51	-1.23
歪度	0.78	1.53	0.47	0.77	0.55	0.33	1.21	-0.36
範囲	41.50	2.10	65932.00	137396.00	176.00	0.40	7.90	2.60
最小	5.00	4.00	19914.00	56384.00	156.00	1.30	10.90	14.60
最大	46.50	6.10	85846.00	193780.00	332.00	1.70	18.80	17.20
合計	210.50	45.70	474457.00	1058994.00	2384.00	14.70	133.70	159.90
データの個数	10	10	10	10	10	10	10	10

表5. 「生徒指導提要 2022年改訂版」の章に関係のある2010～2019年度の北海道のデータ

	第4章 いじめ 小中高特の 1000人当たり 認知件数	第5章 暴力行為 小中高の 1000人当たり 発生件数	第6章 少年非行 警察庁の 刑法犯少年人数	第7章 児童虐待 児童相談所の 総相談件数	第9章 中途退学 (高校) 退学率%	第10章 不登校 (小中学校) 1000人当たり 人数	第10章 不登校 (高校) 1000人当たり 人数
2010 (平成22)	8.3	3.5	2367	1593	1.7	9.9	7.4
2011 (平成23)	5.9	3.2	2377	1515	1.6	9.7	7.6
2012 (平成24)	9.0	2.7	1682	1711	1.6	9.3	6.8
2013 (平成25)	6.5	2.2	1447	2089	1.8	10.1	8.8
2014 (平成26)	6.4	2.0	1375	3014	1.6	10.9	8.0
2015 (平成27)	11.3	2.4	1066	3900	1.7	11.9	7.1
2016 (平成28)	15.5	2.0	887	4825	1.6	13.2	7.3
2017 (平成29)	24.5	1.5	809	5133	1.5	14.9	7.6
2018 (平成30)	40.8	1.8	751	5652	1.7	17.5	7.7
2019 (令和元)	46.5	1.8	674	6396	1.5	20.9	7.8
2019/2010 (%)	560.2%	51.4%	28.5%	401.5%	88.2%	211.1%	105.4%

※ 第4章、第5章、第8章～第10章のデータは、文部科学省のデータ（文献：12～21）を活用して筆者が作成した。また、第6章は、警察庁のデータ（文献：22～31）、第7章は北海道のデータ（文献：33、34）を活用して筆者が作成した。

表6. 表5におけるデータの基本統計量

	第4章 いじめ 小中高特の 1000人当たり 認知件数	第5章 暴力行為 小中高の 1000人当たり 発生件数	第6章 少年非行 警察庁の 刑法犯少年人数	第7章 児童虐待 児童相談所の 総相談件数	第9章 中途退学 (高校) 退学率%	第10章 不登校 (小中学校) 1000人当たり 人数	第10章 不登校 (高校) 1000人当たり 人数
平均	17.47	2.31	1343.50	3582.80	1.63	12.83	7.61
標準誤差	4.73	0.20	200.34	582.49	0.03	1.22	0.17
中央値(メジアン)	10.15	2.10	1220.50	3457.00	1.60	11.40	7.60
標準偏差	14.95	0.65	633.54	1841.99	0.09	3.86	0.54
分散	223.44	0.42	401370.72	3392909.73	0.01	14.92	0.30
尖度	0.34	-0.26	-0.67	-1.68	-0.35	0.69	1.96
歪度	1.32	0.82	0.79	0.22	0.23	1.23	0.90
範囲	40.60	2.00	1703.00	4881.00	0.30	11.60	2.00
最小	5.90	1.50	674.00	1515.00	1.50	9.30	6.80
最大	46.50	3.50	2377.00	6396.00	1.80	20.90	8.80
合計	174.70	23.10	13435.00	35828.00	16.30	128.30	76.10
データの個数	10	10	10	10	10	10	10

個別の課題に対する生徒指導」の章として独立して記載されている。「章・節のランク変化の上昇・下降度」では、2010年版と比較して、2022年改訂版において6項目の上昇と、3項目の下降が見られた(表1)。上昇度の第1位は「中途退学」の+5、第2位は「児童虐待」の+4、第3位は「いじめ」「不登校」の+3であった。一方、下降度の第1位は、「インターネット・携帯電話に関わる課題」「性に関する課題」の2項目で、それぞれ-3であった。

## 2. 「生徒指導提要」に関係のある2010~2019年度間の統計的データの違い

表3、表4に「生徒指導提要 2022年改訂版」の章に関係のある全国の2010~2019年度データ8種類についてまとめた。表3は、筆者が文献からのデータを使って引用・作成しており、表4には表3の基本統計量を示した。これらのデータのうち、第6章の警察庁データは、年毎のデータであり、他は全て年度毎のデータである。

また、第4章、第5章、第10章のデータは1000人当たりの数値であり、第9章では退学率%、第6~8章では実数値であるが、これらは引用したデータを原本通りに使用したことによる。

表3の「2019/2010 (%)」は、2010年度と2019年度の比による増加率を示した。増加率が大きい

第1位は第4章「いじめ」が845.5%、第2位は第7章「児童虐待」の343.7%、第3位が第8章「自殺」の203.2%である。一方、増加率の小さい第1位は、第6章「少年非行」の23.2%、第2位は第9章「中途退学(高校)」の81.3%、第3位は第10章「不登校(高校)」の95.2%であった。

## 3. 「生徒指導提要」に関係のある2010~2019年度の統計的データにおける北海道と全国の違い

「生徒指導提要」に関係のある北海道と全国のデータの検討を行った。なお、第8章「自殺」については、北海道のデータを入手することができなかったため、これを除外して検討した。

表3、表4の全国のデータと同様に、表5と表6に北海道のデータと、その基本統計量を示した。

表4の全国のデータと、表6の北海道のデータの比較においては、1000人当たりのデータと%データの数値を比較するのが適切と考えた。第4章「いじめ」における1000人当たりの認知件数の平均値では、全国が21.05件に対して北海道は17.47件であった。第5章「暴力行為」における1000人当たりの発生件数の平均値では、全国が4.57件に対して北海道は2.31件であった。同様に第10章「不登校(小中学校)」の1000人当たりの人数の平均値では、全国が13.37人に対して北海道では12.83人

となり、「不登校（高校）」の1000人当たりの人数の平均値では、全国が15.99人に対して北海道では7.61人となった。このことから、これら4項目において北海道の平均値の方が低い数値であることが分かった。

一方、第9章「中途退学」（高校）の退学率（％）では、全国が1.47%であったのに対し、北海道では1.63%と、北海道の退学率の方が全国よりも高い数値であることが分かった。

表7. 2010・2019年度における小・中学校、高校の教員一人当たりの児童生徒数と、いじめ認知件数の関係

2010年度						2019年度						
小学校		中学校		高校		小学校		中学校		高校		
都道府県名	教員一人当たりの児童数	2010年度いじめ認知件数	都道府県名	教員一人当たりの生徒数	2010年度いじめ認知件数	都道府県名	教員一人当たりの児童数	2019年度いじめ認知件数	都道府県名	教員一人当たりの生徒数	2019年度いじめ認知件数	
島根県	11.20	82	高知県	9.22	225	高知県	10.12	38	島根県	10.77	1568	
高知県	11.53	133	島根県	10.31	90	島根県	11.04	59	高知県	10.86	2845	
鹿児島県	12.42	139	鹿児島県	11.02	189	徳島県	11.48	13	徳島県	11.58	1996	
徳島県	12.53	150	徳島県	11.26	252	鹿児島県	11.58	125	和歌山県	11.65	5728	
鳥取県	12.83	13	鳥取県	11.50	45	鳥取県	11.63	8	鳥取県	11.69	1611	
岩手県	13.33	192	北海道	11.59	1977	山口県	11.94	84	岩手県	12.02	7825	
秋田県	13.53	119	岩手県	11.60	168	秋田県	12.03	59	鹿児島県	12.02	6071	
北海道	13.81	2148	長崎県	12.02	480	大分県	12.11	173	青森県	12.16	4940	
山形県	13.83	113	山口県	12.04	294	香川県	12.12	44	北海道	12.53	18894	
青森県	13.85	271	和歌山県	12.05	44	富山県	12.22	75	秋田県	12.74	3427	
大分県	14.08	1479	宮崎県	12.07	42	岩手県	12.38	122	山梨県	12.79	6098	
和歌山県	14.14	42	秋田県	12.08	302	青森県	12.40	73	福島県	12.87	6439	
熊本県	14.28	4127	青森県	12.15	467	佐賀県	12.42	29	新潟県	12.93	16859	
愛媛県	14.28	238	佐賀県	12.27	33	山形県	12.56	127	長崎県	13.11	2025	
長崎県	14.30	657	大分県	12.27	904	北海道	12.57	596	山形県	13.15	9975	
新潟県	14.52	468	愛媛県	12.59	388	愛媛県	12.65	86	岡山県	13.19	2268	
福井県	14.56	311	熊本県	12.74	1098	沖縄県	12.78	49	福井県	13.26	945	
山梨県	14.60	135	新潟県	12.82	602	宮崎県	12.79	50	山口県	13.26	2906	
山口県	14.64	189	福井県	13.04	297	和歌山県	12.88	123	佐賀県	13.35	674	
三重県	14.87	156	山形県	13.04	137	石川県	12.93	163	三重県	13.52	2401	
福島県	15.13	60	香川県	13.09	297	長崎県	12.95	198	大分県	13.62	8436	
宮崎県	15.45	23	福島県	13.11	99	福井県	13.02	170	熊本県	13.80	4679	
佐賀県	15.53	6	三重県	13.15	151	熊本県	13.06	543	奈良県	13.92	6497	
岡山県	15.54	417	長野県	13.21	485	福島県	13.09	64	富山県	13.95	1049	
宮城県	15.61	689	山梨県	13.30	270	長野県	13.09	168	愛媛県	14.06	1432	
香川県	15.75	73	栃木県	13.43	661	山梨県	13.21	114	栃木県	14.13	4155	
石川県	15.75	651	宮城県	13.47	708	三重県	13.37	54	宮崎県	14.25	13859	
奈良県	15.95	129	京都府	13.55	130	岡山県	13.58	150	香川県	14.28	1951	
京都府	15.95	225	奈良県	13.66	169	宮城県	13.59	201	群馬県	14.40	3508	
長野県	16.07	412	岡山県	13.72	549	新潟県	13.62	82	石川県	14.42	1633	
栃木県	16.10	444	茨城県	13.77	1078	京都府	13.71	106	岐阜県	14.57	7559	
富山県	16.18	347	沖縄県	13.95	166	広島県	13.71	72	長野県	14.58	7758	
茨城県	16.19	1475	岐阜県	13.99	1337	茨城県	13.79	116	宮城県	14.61	13928	
岐阜県	16.28	2093	富山県	14.14	272	滋賀県	13.81	34	滋賀県	14.69	5577	
群馬県	16.37	1352	滋賀県	14.21	96	岐阜県	13.90	270	茨城県	14.70	22547	
滋賀県	16.55	108	石川県	14.23	484	群馬県	13.94	413	京都府	14.74	18355	
広島県	16.87	207	群馬県	14.36	703	兵庫県	14.00	192	大阪府	15.29	37409	
兵庫県	17.32	366	広島県	14.86	283	静岡県	14.32	203	兵庫県	15.42	16313	
福岡県	17.79	181	兵庫県	14.94	619	栃木県	14.35	105	広島県	15.53	4702	
沖縄県	17.80	94	福岡県	14.97	418	奈良県	14.54	33	沖縄県	15.66	13118	
大阪府	18.24	803	大阪府	15.42	1034	大阪府	15.23	309	福岡県	16.10	8820	
千葉県	18.44	4240	千葉県	15.45	3961	千葉県	15.49	204	静岡県	16.52	10863	
静岡県	18.49	1591	静岡県	15.49	1680	福岡県	15.68	161	愛知県	16.94	22127	
東京都	18.94	2194	愛知県	16.31	3812	埼玉県	15.69	125	千葉県	16.97	43169	
愛知県	19.01	5010	神奈川県	16.31	2458	愛知県	15.72	471	東京都	17.52	57883	
埼玉県	19.72	584	埼玉県	16.40	1093	神奈川県	15.79	178	神奈川県	17.73	23095	
神奈川県	19.97	2013	東京都	16.49	2298	東京都	16.78	189	埼玉県	17.84	18952	
平均値	15.53	785.30	平均値	13.33	709.00	平均値	13.31	149.32	平均値	14.04	10309.47	
標準偏差	2.07	1157.34	標準偏差	1.62	890.02	標準偏差	1.37	130.19	標準偏差	1.75	11616.76	
平均値における「いじめ認知件数」/「教員一人当たりの児童数」	50.55		平均値における「いじめ認知件数」/「教員一人当たりの生徒数」	53.18		平均値における「いじめ認知件数」/「教員一人当たりの生徒数」	11.22		平均値における「いじめ認知件数」/「教員一人当たりの児童数」	734.53		
									平均値における「いじめ認知件数」/「教員一人当たりの生徒数」	188.63		
											平均値における「いじめ認知件数」/「教員一人当たりの生徒数」	30.54

※ 表中の「都道府県名」及び「教員一人当たりの児童生徒数」は、総務省のデータ（文献：35、36）を活用し、「いじめ認知件数」は、文部科学省のデータ（文献：12、21）を活用して筆者が作成した。



4. 「生徒指導提要」に関係のある2010年度と2019年度の「教員一人当たりの児童生徒数」と「いじめ認知件数」の関係性

表7に、小学校、中学校、高校に区分した「教員一人当たりの児童生徒数」と「いじめ認知件数」の関係をまとめた。これらのデータは、文部科学省の2010年度データ<sup>12)</sup>と2019年度データ<sup>21)</sup>を総務省のデータ<sup>35)</sup>、<sup>36)</sup>と組み合わせ、教員一人当たりの児童生徒数の少ない順から多い順に並べたものである。

「いじめ認知件数」は、2010年度と2019年度を比較すると、小・中学校、高校とも2019年度が大幅に増加していることが分かった。また、「教員一人当たりの児童生徒数」は、少子化の影響を受けて、2010年度よりは2019年度の方が、小・中学校、高校とも減少していることが分かった。

さらに、平均値における「いじめ認知件数」／「教員一人当たりの児童生徒数」に注目すると、2010年度と2019年度では学校間の順位に変動が見られた。2010年度は、中学校(53.18) > 小学校(50.55) > 高校(11.22)であったのに対し、2019年度は、小学校(734.53) > 中学校(188.63) > 高校(30.54)となった。このことは、2019年度と2010年度を比較して、2019年度の小学校での「いじめ認知件数」が、中学校での「いじめ認知件数」に較べて大幅に増えたことを反映している

表8. 表1における多重比較検定の結果

多重比較検定における項目名	P値	判定
「章・節ランク番号」と「章番号」	0.08296	有意差なし
「章番号」と「章・節のランク変化の上昇・下降度」	0.00009	**
「章・節ランク番号」と「章・節のランク変化の上昇・下降度」	0.02190	*

※1 Tukey-Kramer法による。「\* : P<0.05」「\*\* : P<0.01」

と考えた。

VI. 考察

Vの結果を踏まえ、IIIで設定した4つの研究課題について考察を述べる。

1. 「生徒指導提要」の2022年改訂版と2010年版における章・節の変更は、統計的に説明できるか。

表1における3項目について統計的に検討した(表8)。表1における「章・節ランク番号」「章番号」「章・節のランク変化の上昇・下降度」について多重比較検定(Tukey-Kramer法)を行った結果、2項目間で有意差が見られた。「章番号」と「章・節のランク変化の上昇・下降度」において、P値=0.00009(\*\* : P<0.01)であった。また、「章・節ランク番号」と「章・節のランク変化の上昇・下降度」においても、P値=0.02190(\* : P<0.05)で

表9. 「生徒指導提要 2022年改訂版」の章に関係のある表3の全国データにおける多重比較検定の結果

	第4章 いじめ 小中高特の1000人 当たり認知件数	第5章 暴力行為 小中高の1000人 当たり発生件数	第6章 少年非行 警察庁の 刑法犯少年人数	第7章 児童虐待 児童相談所の 総相談件数	第8章 自殺 (小中学校・高 校)合計人数	第9章 中途退学 (高校) 退学率%	第10章 不登校 (小中学校) 1000人当たり 人数	第10章 不登校 (高校) 1000人当たり 人数
第4章 いじめ 小中高特の 1000人当たり認知件数		P=1.0000	P < 0.001	P < 0.001	P=1.0000	P=1.0000	P=1.0000	P=1.0000
第5章 暴力行為 小中高の 1000人当たり発生件数	P=1.0000		P < 0.001	P < 0.001	P=1.0000	P=1.0000	P=1.0000	P=1.0000
第6章 少年非行 警察庁の刑法犯少年人数	P=1.0000	P=1.0000		P < 0.001	P < 0.001	P < 0.001	P < 0.001	P < 0.001
第7章 児童虐待 児童相談所の総相談件数	P=1.0000	P=1.0000	P=1.0000		P < 0.001	P < 0.001	P < 0.001	P < 0.001

※ Tukey-Kramer法による。表中のP値が、「P<0.001」の場合、「\*\* : P<0.01」である。

表10. 北海道と全国のデータにおける多重比較検定の結果（除く、第8章自殺）

		全 国						
		第4章 いじめ 小中高特の1000人 当たり認知件数	第5章 暴力行為 小中高の1000人 当たり発生件数	第6章 少年非行 警察庁の 刑法犯少年人数	第7章 児童虐待 児童相談所の 総相談件数	第9章 中途退学 (高校) 退学率%	第10章 不登校 (小中学校) 1000人当たり人数	第10章 不登校 (高校) 1000人当たり人数
北海道	第4章 いじめ 小中高特の1000人 当たり認知件数	1.0000	1.0000	P < 0.001	P < 0.001	1.0000	1.0000	1.0000
	第5章 暴力行為 小中高の1000人 当たり発生件数	1.0000	1.0000	P < 0.001	P < 0.001	1.0000	1.0000	1.0000
	第6章 少年非行 警察庁の 刑法犯少年人数	1.0000	1.0000	P < 0.001	P < 0.001	1.0000	1.0000	1.0000
	第7章 児童虐待 児童相談所の 総相談件数	1.0000	1.0000	P < 0.001	P < 0.001	1.0000	1.0000	1.0000
	第9章 中途退学 (高校) 退学率%	1.0000	1.0000	P < 0.001	P < 0.001	1.0000	1.0000	1.0000
	第10章 不登校 (小中学校) 1000人当たり人数	1.0000	1.0000	P < 0.001	P < 0.001	1.0000	1.0000	1.0000
	第10章 不登校 (高校) 1000人当たり人数	1.0000	1.0000	P < 0.001	P < 0.001	1.0000	1.0000	1.0000

※ Tukey-Kramer法による。表中のP値が、「P<0.001」の場合、「\*\* : P<0.01」である。

表11. 北海道と全国のデータにおける相関関係と母平均の差の検定結果（除く、第8章自殺）

		第4章 いじめ 小中高特の 1000人当たり 認知件数	第5章 暴力行為 小中高の 1000人当たり 発生件数	第6章 少年非行 警察庁の 刑法犯少年人数	第7章 児童虐待 児童相談所の 総相談件数	第9章 中途退学 (高校) 退学率%	第10章 不登校 (小中学校) 1000人当たり 人数	第10章 不登校 (高校) 1000人当たり 人数
散布図による 算出	決定係数	0.927	0.2979	0.9722	0.9547	0.4786	0.9967	0.0247
	相関係数	0.963	0.5458	0.9906	0.9771	0.6918	0.9983	0.1572
	相関関係	強い相関あり	中程度の相関あり	強い相関あり	強い相関あり	中程度の相関あり	強い相関あり	相関なし
スピアマンの 順位相関行列	相関係数	0.9515	-0.6779	0.9879	0.9879	0.6333	1.0000	0.0312
	検定結果	P < 0.001	P=0.0312	P < 0.001	P < 0.001	P=0.0493	(計算できず)	P=0.8022
	判定	**	*	**	**	*	(計算できず)	有意差なし
母平均の差の検 定(両側検定/対 立仮説:「全国」 ≠「北海道」)	検定結果	P=0.5909	P < 0.001	P < 0.001	P < 0.001	P=0.0064	0.7201	P < 0.001
	判定	有意差なし: 全国と北海道の平 均値の違いはない	**	**	**	**	有意差なし: 全国と北海道の平 均値の違いはない	**

※ 表中のP値が、「P<0.001」の場合、「\*\* : P<0.01」である。また、「\* : P<0.05」である。

あった。この結果より、「生徒指導提要 2022年改訂版」における章・節の変更は、統計的に説明できることが分かった。

また、表3において、「2019/2010 (%)」では、「いじめ」の増加率が845.5%と1番の増加率となっていた。「生徒指導提要 2022年改訂版」において、問題行動の最初の章である第4章が「いじめ」であることは、近年の学校事情を十分に反映した結果であると考えた。

## 2. 「生徒指導提要」に関係のある2010～2019年度間の統計的データの違いは、どの程度あるか。

表3のデータを使って、2010～2019年度データ8種類の多重比較検定(Tukey-Kramer法)を行った結果、13項目のデータ間で、P値がP<0.001(\*\* : P<0.01)となり有意差のあることが分かった(表9)。第4章「いじめ」は、第6章「少年非行」と第7章「児童虐待」の2項目と有意差があった。同様に、第5章「暴力行為」も第6章「少年非行」と第7章「児童虐待」の2項目と有意差があった。

表12. 2010・2019年度における小・中学校、高校の「教員一人当たりの児童生徒数」の「全国」・「上位10県」・「下位10県」データと、「いじめ認知件数」の関係

		小学校		中学校		高校	
		2010年度	2019年度	2010年度	2019年度	2010年度	2019年度
教員一人当たりの児童生徒数の「全国」データ	決定係数 (R2)	0.1699	0.3885	0.3315	0.4558	0.1143	0.0896
	相関係数 (r)	0.4122	0.6233	0.5758	0.6751	0.3381	0.2993
	相関関係	中程度の相関	中程度の相関	中程度の相関	中程度の相関	弱い相関	弱い相関
	rの変化量(2019-2010)	0.2111		0.0993		-0.0388	
	rの変化率(2019/2010(%))	151.2%		117.2%		88.5%	
教員一人当たりの児童生徒数の「上位10県」データ	決定係数 (R2)	0.1369	0.3393	0.3123	0.3848	0.0902	0.1546
	相関係数 (r)	0.3700	0.5825	0.5588	0.6203	0.3003	0.3932
	相関関係	弱い相関	中程度の相関	中程度の相関	中程度の相関	弱い相関	弱い相関
	rの変化量(2019-2010)	0.2125		0.0615		0.0929	
	rの変化率(2019/2010(%))	157.4%		111.0%		130.9%	
教員一人当たりの児童生徒数の「下位10県」データ	決定係数 (R2)	0.1407	0.1369	0.0264	0.1506	0.1177	0.1087
	相関係数 (r)	0.3751	0.5452	0.1625	0.3881	0.3431	0.3297
	相関関係	弱い相関	中程度の相関	相関なし	弱い相関	弱い相関	弱い相関
	rの変化量(2019-2010)	0.1701		0.2256		-0.0134	
	rの変化率(2019/2010(%))	145.3%		238.8%		96.1%	

※ この表は表7のデータより筆者が作成した。

また、第6章「少年非行」は、第7章「児童虐待」、第8章「自殺」、第9章「中途退学」、第10章「不登校（小中学校）」、第10章「不登校（高校）」の5項目と有意差があった。さらに、第7章「児童虐待」も第8章「自殺」、第9章「中途退学」、第10章「不登校（小中学校）」、第10章「不登校（高校）」の4項目と有意差があった。

### 3. 「生徒指導提要」に関係のある2010～2019年度の統計的データにおける北海道と全国の違いは、どの程度あるか。

「生徒指導提要」に関係のある7項目について、北海道と全国の違いを検証した（表10、表11）。

北海道のデータ7項目（表5）と、全国のデータ（表3）7項目について、多重比較検定（Tukey-Kramer法）を行った結果、14項目のデータ間でP値が  $P < 0.001$  (\*\* :  $P < 0.01$ ) となり有意差のあることが判明した（表10）。有意差があったのは、第6章「少年非行」の全国のデータと北海道の第4章～第10章の7項目のデータ全てと、第7章「児童虐待」の全国のデータと北海道の第4章～第10章の7項目のデータ全てであった。

また、北海道と全国のデータについて相関関係を調べるとともに、母平均の差の検定（両側検定/対立仮説:「全国」≠「北海道」）を行った（表11）。相関関係は、最初に散布図より算出した。「北海道」「全国」間の相関関係は「強い相関」が4項目、「中程度の相関」が2項目で、「相関なし」が1項目あった。「強い相関」があったのは、第4章「いじめ」、第6章「少年非行」、第7章「児童虐待」、第10章「不登校（小中学校）」の4項目であった。また、「中程度の相関」は、第5章「暴力行為」、第9章「中途退学」の2項目であった。さらに、「相関なし」は、第10章「不登校（高校）」の1項目であった。相関関係については、スピアマンの順位相関行列による検定も行ったが、散布図による結果と、ほぼ同様の結果であった。

母平均の差の検定では、第4章「いじめ」と、第10章「不登校（小中学校）」の2項目で「有意差なし」となった。このことより、この2項目においては、北海道と全国の違いがないことが分かった。一方、それ以外の5項目では、 $P < 0.001$  (\*\* :  $P < 0.01$ ) と北海道と全国の違いが明確にあった。

#### 4. 「生徒指導提要」に関係のある2010年度と2019年度の「教員一人当たりの児童生徒数」と「いじめ認知件数」の関係性は、どの程度あるか。

表7を活用して「教員一人当たりの児童生徒数」と「いじめ認知件数」の関係性について検討した。「教員一人当たりの児童生徒数」のデータは「全国」、教員一人当たりの児童生徒数の多い「上位10県」、教員一人当たりの児童生徒数の少ない「下位10県」の3つに区分し、「いじめ認知件数」と、それらの相関関係を検証した(表12)。「全国」では、2010・2019年度とも小・中学校では「中程度の相関」(計4項目)があったのに対し、高校では「弱い相関」(計2項目)であった。

また、「上位10県」では、小学校の2019年度、中学校の2010・2019年度の3項目において「中程度の相関」があったが、小学校の2010年度と高校の2010・2019年度の3項目においては「弱い相関」であった。

さらに、「下位10県」では、2019年度の小学校だけが「中程度の相関」だったのに対し、2010年度の小学校、2019年度の中学校、2010・2019年度の高校の4項目で「弱い相関」であった。そして、2010年度の中学校では、「相関なし」の結果であった。

以上のことから、「いじめ認知件数」と「教員一人当たりの児童生徒」の相関係数の大きさは、2019年度の小・中学校と2010年度の中学校では、「全国」>「上位10県」>「下位10県」の順になったが、それ以外では、一定の傾向が見られなかった。

次に、2019年度と2010年度の相関係数(r)の変化量(2019-2010)から算出した変化率「2019/2010(%)」に注目して検討した(表12)。「全国」の変化率では、小学校(151.2%)>中学校(117.2%)>高校(88.5%)となった。このことは、小学校での「いじめ認知件数」が最も増加していることを裏付けていると考えた。同様に「上位10県」の変化率を見ると、小学校(157.4%)>高校(130.9%)>中学校(111.0%)となった。また、「下位10県」の変化率では、中学校(238.8%)>小学校

(145.3%)>高校(96.1%)となった。以上の結果より、小・中学校と高校において、「上位10県」や「下位10県」と「全国」では、変化率の増加の順番が異なっていることが分かった。そして、変化率の増加の数値から、「いじめ認知件数」と「教員一人当たりの児童・生徒数」の関係性が、「全国」と「下位10県」の高校を除いて、2010年度よりは2019年度の方が、より大きくなっていることが分かった。

## Ⅶ. まとめ

本稿は、「生徒指導提要」の2022年改訂版と2010年版、及び「生徒指導」に関係のある統計的データについて、4つの仮説を設定して統計的な検討を行った結果を報告する。研究対象は、「生徒指導提要」の2022年改訂版と2010年版、及び「生徒指導」に関係のある文部科学省、警察庁、厚生労働省、北海道、総務省が発表した2010～2019年度の統計的データである。研究方法は、これらのデータについて統計解析を行った。

1つ目の研究課題である「「生徒指導提要」の2022年改訂版と2010年版における章・節の変更は、統計的に説明できるか」であるが、説明は可能であった。2022年改訂版と2010年版の「章・節ランク番号」「章番号」「章・節のランク変化の上昇・下降度」に着目して、多重比較検定(Tukey-Kramer法)を行い、2項目間で有意差が見られた。「章番号」と「章・節のランク変化の上昇・下降度」において、 $P$ 値=0.00009(\*\*:  $P < 0.01$ )であった。また、「章・節ランク番号」と「章・節のランク変化の上昇・下降度」においても、 $P$ 値=0.02190(\*:  $P < 0.05$ )であった。また、2010年度と2019年度のデータ比較により、「いじめ」の増加率が、845.5%と1番の増加率であったことが章の順番に大きく反映したと考えた。

2つ目の研究課題である「「生徒指導提要」に関係のある2010～2019年度間の統計的データの違いは、どの程度あるか」であるが、8種類のデー

タに着目して、多重比較検定 (Tukey-Kramer法) を行った。その結果、13項目のデータ間で、P値が  $P < 0.001$  (\*\* :  $P < 0.01$ ) となり有意差があった。

3つ目の研究課題である「生徒指導提要」に  
関係のある2010～2019年度の統計的データにおける北海道と全国の違いは、どの程度あるか」であるが、各7項目のデータについて多重比較検定、母平均の差の検定、相関関係で検証した。多重比較検定 (Tukey-Kramer法) では、14項目のデータ間でP値が  $P < 0.001$  (\*\* :  $P < 0.01$ ) となり有意差があった。母平均の差の検定では、「いじめ」と、「不登校 (小中学校)」の2項目で「有意差なし」となり、この2項目においては、北海道と全国の違いがないことが分かった。一方、それ以外の5項目では、北海道と全国の違いが明確にあった ( $P < 0.001$  (\*\* :  $P < 0.01$ ))。さらに、北海道と全国との相関関係は「強い相関」が4項目(「いじめ」「少年非行」「児童虐待」「不登校 (小中学校)」、「中程度の相関」が2項目(「暴力行為」「中途退学)」、「相関なし」が1項目(「不登校 (高校)」)であった。

4つ目の研究課題である「生徒指導提要」に  
関係のある2010年度と2019年度の「教員一人当たりの児童生徒数」と「いじめ認知件数」の関係性は、どの程度あるか」であるが、「教員一人当たりの児童生徒数」と「いじめ認知件数」の関係を使って検証した。「教員一人当たりの児童生徒数」のデータを「全国」、「上位10県」、「下位10県」の3つに区分し、「いじめ認知件数」との相関関係を調べた。「全国」では、2010・2019年度の小中学校において「中程度の相関」が4項目、高校では「弱い相関」が2項目であった。「上位10県」では、小学校の2019年度と中学校の2010・2019年度において「中程度の相関」が3項目あり、それ以外は「弱い相関」が3項目であった。「下位10県」では、2019年度の小学校が「中程度の相関」、2010年度の中学校では「相関なし」となり、他の4

項目は「弱い相関」であった。相関係数の大きさは、2019年度の小・中学校と2010年度の中学校では、「全国」 > 「上位10県」 > 「下位10県」の順になった。

## VIII. 今後の課題

今後の課題は2点ある。1点目の課題は、今回検証した「生徒指導」に関する統計的な資料の更なる検証である。現在、学校教員の多忙化や長時間労働の問題とともに、教員志望者の減少や質の低下問題なども生じており、日本の教育が大きな危機を迎えている。そのことから、学校が抱える問題について、今回使用した「教員一人当たりの児童生徒数」のデータなどを活用して、別な視点での検証を行いたい。

2点目の課題は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」についてなどを活用して、学校教育におけるコロナ禍の影響を調査したいと考えている。統計的な検討が、今後の学校教育の改善に何らかの寄与となることを目指したい。

## 付記

本論文は、利益相反(COI)はない。

## 引用文献

- 1) 文部科学省初等中等教育局教職員課：教職課程認定申請の手引 (平成31年度開設用)【再課程認定】，51，2017.
- 2) 文部科学省：生徒指導提要，教育図書，2010.
- 3) 文部科学省：生徒指導提要 令和4年12月 (2022-12-06 Ver. 1.0.0)，2022.  
[https://www.mext.go.jp/content/20220829-mext\\_jidou02-000024699\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220829-mext_jidou02-000024699_001.pdf)  
(2022年12月6日閲覧)
- 4) 新井英志：栄養教諭養成課程における「生徒指導論」の実践と効果 -実践的指導力と「チ

- ーム学校」の意識の向上を目指して一，天使大学紀要18(1)，29-44，2018.
- 5) 新井英志：栄養教諭養成課程における「生徒指導論」の実践と効果(2) —資質・能力向上を目指すアクティブ・ラーニング型授業の効果—，天使大学紀要19(1)，1-17，2018.
- 6) 新井英志：栄養教諭養成課程における「生徒指導論」の実践と効果(3) —教職課程コアカリキュラム対応型授業の試行的実践における効果の検証—，天使大学紀要20(1)，1-15，2019.
- 7) 谷口雄一：教職課程履修学生の生徒指導観の形成の在り方についての一考察—現職教員の語りによる生徒指導観の変容—，摂南大学教育学研究(17)，11-20，2021.
- 8) 布村育子：「生徒指導論」の内容と教員採用試験の出題：『生徒指導提要』（2010）を例として，埼玉学園大学紀要人間学部篇（21），243-252，2021.
- 9) 中典子 他：スクールソーシャルワーカーの支援効果についての学校関係者の認識，中国学園紀要(13)，109-120，2014.
- 10) 青木栄一 他：進級時の学級規模拡大による不登校の変動 —文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」「学校基本調査」個票データ二次分析—，東北大学大学院教育学研究科研究年報69（2），57-82，2021
- 11) 田中隆一：教員加配の有効性について，会計検査研究59(0)，105-125，2019.
- 12) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課：平成22年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」について，20-72，2012.  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/02/\\_icsFiles/afieldfile/2012/02/06/1315950\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/02/_icsFiles/afieldfile/2012/02/06/1315950_01.pdf) （2022年6月15日閲覧）
- 13) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課：平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」について，21-79，2013.  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2301.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2301.pdf)  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2302.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2302.pdf)  
（2022年6月15日閲覧）
- 14) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課：平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」について，21-80，2014.  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2401.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2401.pdf)  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2402.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2402.pdf)  
（2022年6月15日閲覧）
- 15) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課：平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」について，21-91，2014.  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-25.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-25.pdf)  
（2022年6月15日閲覧）
- 16) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課：平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」について，21-93，2016.  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-26.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-26.pdf)  
（2022年6月15日閲覧）
- 17) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課：平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」について，19-111，2017.  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2701.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2701.pdf)

- [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2702.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/04/1412082-2702.pdf)  
(2022年6月15日閲覧)
- 18) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課:平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」について, 19-113, 2018.  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/10/1412082-28.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/10/1412082-28.pdf)  
(2022年6月15日閲覧)
- 19) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課:平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」について, 19-126, 2018.  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/10/25/1412082-29.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/10/25/1412082-29.pdf)  
(2022年6月15日閲覧)
- 20) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課:平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」について, 19-124, 2019.  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/10/25/1412082-30.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/10/25/1412082-30.pdf)  
(2022年6月15日閲覧)
- 21) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課:令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」について, 7-123, 2020.  
[https://www.mext.go.jp/content/20211008-mext\\_jidou01-100002753\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211008-mext_jidou01-100002753_01.pdf)  
(2022年6月15日閲覧)
- 22) 警察庁:犯罪統計書 平成22年犯罪 第4少年犯罪, 462, 2011.  
[https://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h22/pdf/H22\\_ALL.pdf](https://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h22/pdf/H22_ALL.pdf) (2022年7月14日閲覧)
- 23) 警察庁:犯罪統計書 平成23年犯罪 第4少年犯罪, 464, 2012.  
[https://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h23/pdf/H23\\_ALL.pdf](https://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h23/pdf/H23_ALL.pdf) (2022年7月14日閲覧)
- 24) 警察庁:犯罪統計書 平成24年犯罪 第4少年犯罪, 464, 2013.  
[https://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h24/pdf/H24\\_ALL.pdf](https://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h24/pdf/H24_ALL.pdf) (2022年7月14日閲覧)
- 25) 警察庁:犯罪統計書 平成25年犯罪 第4少年犯罪, 468, 2014.  
[https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h25/pdf/H25\\_ALL.pdf](https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h25/pdf/H25_ALL.pdf) (2022年7月14日閲覧)
- 26) 警察庁:犯罪統計書 平成26年犯罪 第4少年犯罪, 480, 2015.  
[https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h26/pdf/H26\\_ALL.pdf](https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h26/pdf/H26_ALL.pdf) (2022年7月14日閲覧)
- 27) 警察庁:犯罪統計書 平成27年犯罪 第4少年犯罪, 478, 2016.  
[https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h27/pdf/H27\\_ALL.pdf](https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h27/pdf/H27_ALL.pdf) (2022年7月14日閲覧)
- 28) 警察庁:犯罪統計書 平成28年犯罪 第4少年犯罪, 478, 2017.  
[https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h28/pdf/H28\\_ALL.pdf](https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h28/pdf/H28_ALL.pdf) (2022年7月14日閲覧)
- 29) 警察庁:犯罪統計書 平成29年犯罪 第4少年犯罪, 478, 2018.  
[https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h29/pdf/H29\\_ALL.pdf](https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h29/pdf/H29_ALL.pdf) (2022年7月14日閲覧)
- 30) 警察庁:犯罪統計書 平成30年犯罪 第4少年犯罪, 478, 2019.  
[https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h30/pdf/H30\\_ALL.pdf](https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/h30/pdf/H30_ALL.pdf) (2022年7月14日閲覧)
- 31) 警察庁:犯罪統計書 令和元年犯罪 第4少年犯罪, 457-478, 2020.  
[https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/R01/pdf/R01\\_ALL.pdf](https://www.npa.go.jp/toukei/soubunkan/R01/pdf/R01_ALL.pdf) (2022年6月16日閲覧)
- 32) 厚生労働省 虐待防止対策相談室:令和2年

度児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）（令和3年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料），4，2021.

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000824239.pdf> （2022年6月16日閲覧）

- 33) 北海道 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課：令和元年度 道の児童相談所における児童虐待相談対応状況，1，2020.

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/1/3/9/6/2/1/\\_/%E4%BB%A4%E5%92%8C%E5%85%83%E5%B9%B4%E5%BA%A6.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/1/3/9/6/2/1/_/%E4%BB%A4%E5%92%8C%E5%85%83%E5%B9%B4%E5%BA%A6.pdf) （2022年7月14日閲覧）

- 34) 北海道 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課：平成26年度 道の児童相談所における児童虐待相談対応状況，1，2015.

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/1/3/9/6/2/4/\\_/%E5%B9%B3%E6%88%9026%E5%B9%B4%E5%BA%A6.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/6/1/3/9/6/2/4/_/%E5%B9%B3%E6%88%9026%E5%B9%B4%E5%BA%A6.pdf) （2022年7月14日閲覧）

- 35) 総務省 統計局（e-Stat 日本の統計総合窓口）：社会・人口統計体系 都道府県データ 社会生活統計指標 E教育 2010年度，2011.

<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0000010205> （2022年7月14日閲覧）

- 36) 総務省 統計局（e-Stat 日本の統計総合窓口）：社会・人口統計体系 都道府県データ 社会生活統計指標 E教育 2019年度，2020.

<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0000010205> （2022年7月14日閲覧）